

鳥取縣公報

本書ノ大キサハ國定規格A五判

昭和二十六年十月十二日
第二千二百五十二号
金 曜 日

告 示

◇鳥取縣告示第四百五十八号

鳥取県建設業審議会規程（昭和二十四年九月鳥取県告示第四百八十一号）の一部を次のように改正する。

昭和二十六年十月十二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県建設業審議会規程中改正規程

第二條中「知事の行う処分に対する建設業法に規定する同意についての議決を行うとともに」を削る。

第五條第一項中「四年」を「六月」に改め次の但書を加える。

但し引続いて二回以上再任されることはできない。

附 則

1、この規程は公布の日から施行し昭和二十六年六月

一日から適用する。

2、この規程施行の際、現に鳥取県建設業審議会の委員である者に対する任期はこの規程の適用の日から起算する。

◇鳥取縣告示第四百五十九号

鳥取県母子福祉対策福祉生学資金貸与規程（昭和二十五年五月鳥取県告示第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

昭和二十六年十月十二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県母子福祉対策福祉生学資金貸与規程

中改正規程

題名を「鳥取県福祉生学資金貸与規程」に改める。

第一條中「新制高等学校」を「高等学校」に「身体強健

で修学能力を有し品行方正な母子福祉対策世帯の子女であつて学資の支辨が困難と認められる者を「身体強健品行方正で修学能力を有し且つ生活に困窮する世帯の子女」に改め「新制中学校及び」を削る。

第三條中「新制中学校で月額二百五十円以内新制高等学校で」を削る。

第六條中「母子福祉対策審議会」を「別に定める審査会」に改める。

第十條中「知事に通報することができる」を「知事に報告することができる」に改める。

第二十二條中「母子福祉対策審議会」を「第六條に定める審査会」に改める。

第二十四條を次のように改める。

第二十四條 削除

附 則

- 1、この規程は公布の日から施行し昭和二十六年九月一日から適用する。
- 2、第六條に規定する審査会は当分の間、この規程にか

かわらず母子福祉対策審議会にかわるものとする。

第一号様式(表)中「中等学校福祉生願書」を「高等学校福祉生願書」に改め備考の「中学校の時迄、福祉生であつたか否学校名決定番号昭和年番号借用証書提出昭和年月」を削り同様式(裏)中「鳥取県母子福祉対策上の資金制度による福祉生」を「鳥取県福祉生」に改める。

◇鳥取縣告示第四百六十号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第十四條第四号の規定による廃業届があつたので同法第十五條第一項の規定により建設業者登録簿から次の者の登録を昭和二十六年九月二十六日まつ、消した。

昭和二十六年十月十二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

登録番号

登録年月日

商号又は名称

主たる営業所の所在地

申請者氏名

鳥取県知事登録
第五九号

矢 藤 組
米子市河崎二、八二三番地

矢藤 堯運

第一二三号

十一月十一日
三 惠 工 務 店
鳥取市上町二二六の一番地

川戸 光藏

第一二二号

十一月二十九日
富美弥産業株式会社

鳥取市西町三三六番地

山下 祐広

第一三〇号

十二月二十二日
平和商会 建築部

八頭郡若桜町大字若桜一、一九四の一 君野 潔

第一七七号

昭和二十五年
八月十七日
橋 組

鳥取市若桜町一四番地

若荷 信長

第一九二号

十月十八日
長 砂 組

鳥取市吉方三三六番地
長砂信太郎

◇鳥取縣告示第四百六十一号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第十四條第四号の規定による廃業届があつたので同法第十五條第一項の規定により建設業者登録簿から次の者の登録を昭和二十六年八月六日まつ、消した。

昭和二十六年十月十二日

鳥取県知事

西

尾

愛

治

登録番号

登録年月日

商号又は名称

主たる営業所の所在地

申請者氏名

鳥取県知事登録
第八二号

昭和二十五年九月八日
富士水道工業所

鳥取市東品治町一〇四ノ一

楠城 寛治

◇鳥取縣告示第四百六十二号

鳥取県消費生活協同組合運営協議会要綱(昭和二十三年十一月鳥取県告示第五百四十号)は廢止する。

昭和二十六年十月十二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

◇鳥取縣告示第四百六十四号

府県道路線を次のように認定し告示の日から供用を開始する。

昭和二十六年十月十二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

路 線 名	起 点	終 点	重要なる経過地
倉 田 鳥 取 線	起点 岩美郡倉田村大字入坂字保鼻六五ノ三地先	終点 鳥取市元標	岩美郡倉田村大字橋本字奥ヶ谷岩美郡米里村大字東大呂同郡面影村正蓮寺国道二十号線重復
津ノ井停車場久末線	岩美郡津ノ井停車場	岩美郡米里村大字久末字長砂三四番地先	国道二十号線 岩美郡津ノ井村大字余戸字下遠沖三〇五ノ二
字倍野津ノ井停車場線	岩美郡字倍野村字宮ノ下	岩美郡津ノ井停車場線	字倍野村大字中郷三代寺
仙 隱 倉 吉 線	東伯郡上小鴨村大字鴨河内二、八五〇番地	先八橋勝山線分岐	森倉吉線倉吉勝山線
	東伯郡倉吉町元標		

泊 港 線	東伯郡泊村大字泊字屋敷七四七番地先	東伯郡泊村大字船橋一、五一九番地先	東伯郡栄村、下郷村大字杉下、福永由良線
服部 浦安 停車場 線	東伯郡高城村大字服部	東伯郡浦安停車場	下郷村大字大江三本杉浦安停車場線
赤屋法勝寺 停車場 線	西伯郡法勝寺大字伐株字時九六番地先	西伯郡法勝寺停車場	府県道米子西成線 法勝寺停車場
金 屋 谷 米 子 線	日野郡溝口町大字金屋谷字上原一、一三六ノ三地先	米子市法勝寺町八番地	釜戸岸本停車場線 米子大山線国道十八号線
関山安養寺 停車場 線	西伯郡成実村大字新山字大谷山九二六番地先	西伯郡安養寺停車場	米子西成線国道十九号線 安養寺停車場日原線

◇鳥取縣告示第四百六十五号

府県道の路線名及びその区域を次のように変更し変更区域をもつてその区域と定め告示の日から供用を開始する。

昭和二十六年十月十二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

現 在 路 線 名	変 更 路 線 名
三本杉東八橋停車場線	野井倉浦安停車場線
現在 路 線 の 区 域	変 更 路 線 の 区 域
起点 東伯郡古布庄村大字三本杉	起点 東伯郡古布庄村大字野井倉
終点 東伯郡浦安停車場	終点 東伯郡浦安停車場

